

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大分県中津市大字植野906番地の1
氏名 中津ゆうび有限会社
代表取締役 高司 洋志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 佐藤 樹一郎



許可の年月日 令和6年7月30日

許可の有効年月日 令和11年7月29日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬 積替え又は保管行為を含む 以下余白

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥（有機汚泥、無機汚泥を含む）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含む）、ガラスくず等（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部に限る）、廃石膏ボード、廃容器包装を含む）、鋳さい、がれき類、ばいじん

（以上16種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。含む：石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

(1) 積替保管場所所在地

日田市大字東有田字葉口3970番13

(2) 積替保管を行う産業廃棄物の種類

燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板を含まない）、金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含まない）、ガラスくず等（廃石膏ボードを含み、自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部に限る）、廃容器包装を含まない）、がれき類

(3) 積替保管面積

33.87㎡

(4) 保管上限

37.08㎡

(5) 保管の高さ

1.17m

(6) 保管の条件

なし

（以上8種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。含む：石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物 含まない：水銀含有ばいじん等）

裏面

(1)積替保管場所所在地

大分県中津市大字植野字亀山906番1、907番

(2)積替保管を行う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥（有機汚泥、無機汚泥を含む）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含む）、ガラスくず等（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部に限る）、廃石膏ボード、廃容器包装を含む）、がれき類

(3)積替保管面積

126.1㎡

(4)保管上限

111.6㎡

(5)保管の高さ

2.2m

(6)保管の条件

なし

（以上14種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。含む：石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等）

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年7月30日 産業廃棄物収集運搬業許可

令和6年7月30日 産業廃棄物収集運搬業更新許可

5. 積替え許可の有無
市名

有・無 許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無
有